

看護師学校養成所 2 年課程通信制の入学要件の見直しについて

<入学要件における就業経験年数の短縮について>

- 2年課程（通信制）の入学要件について、激変緩和措置として、まずは就業経験年数を7年以上に短縮する。

<入学要件の見直しに伴う教育の充実について>

- 就業経験年数の要件短縮に当たっては、入学生の実技能力、必要な知識や思考過程を確認した上で、身に付けるべき技術を学生が習得できるよう、学校養成所における教育の充実を図ることとする。
- 具体的には、
 - ① 対面による授業日数を 10 日間追加し、フィジカルアセスメント、根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容や健康教育において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容を含むものとして実施する。
 - ② 対面による授業の充実のため、専任教員の定数を現行の7人から 10 人に増員する。ただし、学生総定員が 300 人以下の場合は、8 人とする。
 - ③ 准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について、学校養成所で入学時に把握し、個々の学生の教育内容に生かしていくこととする。

<施行時期等について>

- 入学要件における就業経験年数の短縮を行うためには、前述のとおり教育内容の見直しが必要であり、学校養成所における体制整備等に一定の時間を要すると考えられることから、その施行時期は平成 30 年 4 月 1 日とする。
- 施行後、2 年課程への入学者の動向、今後の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、入学要件における就業経験年数を 5 年以上とすることを含めて検討し、その結果に基づいて、施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとする。